

柳井市都市計画審議会

[議事次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 委員の紹介
- 3 会長の選出
- 4 会長あいさつ
- 5 議案
第1号 柳井都市計画市場の変更について
- 6 その他
報告事項～柳井市の都市計画行政について

と き：平成28年2月16日（火）

10時～12時

ところ：柳井市役所3階大会議室

柳井市都市計画審議会委員名簿

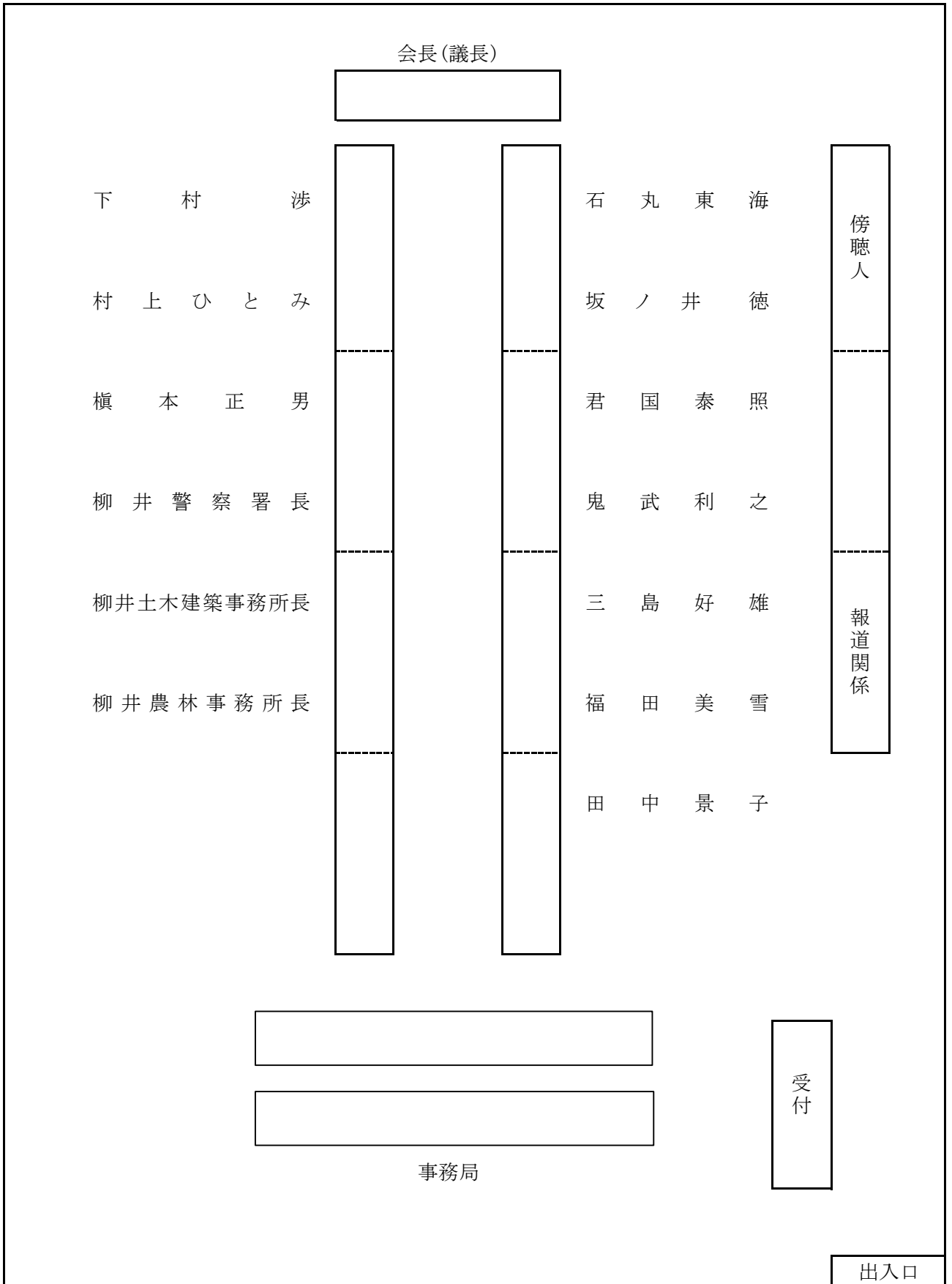
(平成28年2月10日任命)

区 分	職 名	氏 名	備 考
1号委員 学識経験者	山口県議会議員	星出 拓也	
	山口大学准教授	村上 ひとみ	
	徳山工業高等専門学校准教授	目山 直樹	
	柳井市農業委員会会長	楨本 正男	
	柳井商工会議所専務理事	下村 渉	
2号委員 市議会の議員	柳井市議会議員	石丸 東海	
	柳井市議会議員	鬼武 利之	
	柳井市議会議員	君国 泰照	
	柳井市議会議員	坂ノ井 徳	
	柳井市議会議員	三島 好雄	
3号委員 関係行政機関 若しくは山口県の職員 又は本市の住民	柳井警察署長	越口 和幸	
	柳井土木建築事務所長	杉山 滋	
	柳井農林事務所長	中野 隆雄	
	柳井青年会議所	田中 景子	
	柳井商工会議所女性会	福田 美雪	

任期：平成30年2月9日まで

柳井市都市計画審議会 座席表

平成28年2月16日開催



柳井市都市計画審議会条例

平成17年6月30日条例第190号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、本市の都市計画に関する事項を調査審議するため、柳井市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者 5人
- (2) 市議会の議員 5人
- (3) 関係行政機関若しくは山口県の職員又は本市の住民 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。会長は、第2条第1項第1号に掲げる者のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

柳井市都市計画審議会運営規則

平成17年6月30日規則第172号

(趣旨)

第1条 この規則は、柳井市都市計画審議会条例（平成17年柳井市条例第190号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 条例第4条第1項に規定する会長の選挙は、無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじによって定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長の選挙について委員に異議がないときは、指名推薦の方法により定めることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、会議を招集するときは、会議の日の7日前までに、日時、場所及び議案を委員及び臨時委員に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(欠席の届出)

第4条 前条の通知を受けた委員及び臨時委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(代理出席)

第5条 条例第2条第1項第3号の委員のうち関係行政機関若しくは山口県の職員である委員又は行政機関若しくはこれに類する機関の職員である臨時委員に支障があるときは、当該委員又は臨時委員が委任する代理者が会議に出席し、調査審議に加わることができる。

2 前項の規定により代理出席をすることができる者は、当該行政機関又はこれに類する機関の職員とする。

(委員及び臨時委員以外の者の出席等)

第6条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、審議会の決議により非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した署名委員2名の署名を受けるものとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、当該議事録に柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例（平成17年柳井市条例第18号）第6条各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公開しないことができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

柳井市都市計画審議会の会議及び柳井市都市計画公聴会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柳井市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議及び柳井市都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議等の公開)

第2条 審議会の会議及び公聴会（以下「会議等」という。）は、公開とする。ただし、次に掲げる場合で、当該会議等で非公開と決定したときは、この限りでない。

(1) 会議等の内容が、柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例（平成17年柳井市条例第18号）第6条各号に規定する公開しないことができる情報（以下「非公開情報」という。）に該当するとき。

(2) 公開することにより、会議等の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

2 会議等の内容の一部が、非公開情報に該当する場合において、その部分を容易に分割できるときは、当該非公開情報の部分を除き公開するものとする。

3 会議等の一部又は全部を非公開とした場合には、その理由を明らかにするものとする。

(会議等の開催の周知)

第3条 会議等の開催に当たっては、審議会の会議は、開催期日の1週間前までに、公聴会は、開催期日の2週間前までに、住民に周知するものとする。ただし、会議等を緊急に開催する場合は、この限りでない。

2 周知の方法は、柳井市役所、柳井市役所各出張所及び柳井市役所西平郡連絡所内への掲示並びに柳井市ホームページ及び柳井市報への掲載等により行うものとする。

3 周知する内容は、審議会にあっては、会議等の名称、日時、場所、議案、公開・非公開の別、傍聴手続、傍聴人の定員及びその他必要事項とし、公聴会にあっては、柳井市都市計画公聴会規則第3条各号に掲げる事項のほか、公開・非公開の別、傍聴手続、傍聴人の定員及びその他必要事項とする。

(会議等の傍聴)

第4条 会議等の公開については、会議等の傍聴を希望する者に当該会議等の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴人の定員は、会議等の会場を考慮してその都度定めるものとする。

3 会議等の傍聴を希望する者は、会議等の当日、開会時刻の30分前から10分前までに、会場の受付において住所及び氏名を受付簿に記入しなければならない。

4 傍聴を希望する者が定員を越えるときは、抽選により決定するものとする。

(会議資料の取扱い)

第5条 会議資料は、原則として傍聴人に配布するものとする。ただし、大量に準備できないことが相当と認められるもの等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
 - (2) 凶器その他危険なものを携帯している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (5) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又はラジオ、拡声器その他音声を発する機械類等を携帯している者
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、会場に入場することができない。ただし、保護者が同伴する場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、会場内においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議等における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) パソコン、ワープロその他これらに類する機器を使用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話機その他の情報発信に関する機器の電源を切ること。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の禁止)

第8条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会議等の会長又は議長（以下「会長等」という。）の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長等がその会議について非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に定める規定に違反し、制止命令に従わず、会長等が退場を命じたとき。

(報道関係者の取扱い)

第11条 報道関係者の傍聴については、この要領を準用する。ただし、第4条の規定は適用しないものとする。

2 報道関係者は、第8条の規定に関わらず、会議等の開始前までに限り、写真、映画、ビデオ等の撮影をし、又は録音等を行うことができる。ただし、事前に会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(議事録の公開)

第12条 会議等の議事録は、所管課において閲覧に供するとともに、柳井市のホームページで公開するものとする。ただし、非公開とされた会議等の議事録は、この限りでない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、会議等の公開について必要な事項は、会長等が会議等に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。